

汚染井戸周辺地区調査結果について

平成17年8月5日に公表しました地下水質測定計画に基づく調査結果、市内定国町において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について環境基準を超過したことにつきまして、市は周辺の地下水状況について既存井戸を利用して調査を行いました。その概要は下記のとおりです。

記

1 汚染井戸周辺地区調査結果

市は地下水状況の確認のため発端井戸を中心に半径約500mの範囲で周辺2井戸（発端井戸を含む）について地下水質調査を実施した結果、すべての井戸で環境基準以下でした。

周辺地下水質調査結果（平成17年8月19日採水）

調査地点	区分	検出濃度	地下水環境基準
定国町	発端井戸	10 mg/l	10 mg/l以下
中村町	周辺井戸	0.1 mg/l	

2 今後の対応

汚染の原因は不明であり、市はモニタリング調査を継続的に行い地下水の状況を監視していきます。

参考

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

- (1)窒素化合物のうち、硝酸塩及び亜硝酸塩のことをいい、水中の窒素化合物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。
- (2)硝酸塩及び亜硝酸塩は、肥料、火薬製造、ガラス製造の原材料などに使用されています。
- (3)健康影響として、乳幼児に対するメトヘモグロビン血症（チアノーゼや窒息を起こす。）を起こします。
- (4)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの窒素も、富栄養化の要因物質になります。
- (5)公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準は、硝酸イオン、亜硝酸

イオンの濃度をそれぞれ窒素濃度に換算したものの和として、10mg/l以下とされています。